

広野町放射性物質除染実施計画

平成23年12月15日

福島県広野町

第1. 除染の実施方針

(1) 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一般環境中に放出された放射性物質は、住民の生活圏にある道路の側溝から排出する土砂、汚泥等や日常の清掃で集められた枝葉、落ち葉等からも検出されている。この中には、局地的に周囲より高い線量率が測定される箇所が存在しており、地域の住民の不安を招いている。

本町は、緊急時避難準備区域に設定されたことに伴い、多くの町民が町外の避難所等での生活を余儀なくされ、同区域解除後においても、今なお放射性物質からの影響に対する不安を抱えながら生活をしており、町民の帰還への大きな障害となっている。

この計画は、町民の放射性物質からの影響に対する不安を解消し、福島第一原子力発電所事故発生前の生活環境を取り戻すため、地域ぐるみで放射性物質を低減させていく活動（以下「除染」という。）を着実に実行することを目的とする。

(2) 目標

- ① まずは、福島第一原子力発電所事故後に町の一般公衆が受けた追加被ばく線量^(※1)を当面、半減させる努力をし、最終的には追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下まで減少させることを目指す^(※2)。
- ② 特に、放射線の影響が成人より大きい子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、子どもが多く利用する施設（幼稚園、保育所、児童館、小学校、中学校）においては、早期に追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下まで減少させることを目指す^(※2)。
- ③ 上記目標は、除染を緊急的に実施するため、限られた情報に基づき決定した暫定目標であり、今後、詳細なモニタリング、データの蓄積を通じて精査を重ね、必要に応じて目標を見直す。

(3) 除染の方針と優先順位

町内全域を除染の対象とするが、住民の安心安全の緊急度及び放射線量測定結果等を考慮して優先度を定め、重点的に除染を行うこととする。但し、優先度は固定的なものではなく、各地域の状況や除染作業の進捗・効果等を踏まえて柔軟に対応する。

(※1) 「追加被ばく線量」とは、自然被ばく及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指す。

(※2) 年間追加被ばく線量 $1.00\text{mSV}/\text{年}=0.19\mu\text{SV}/\text{h}$

これに大地からの自然放射線量 $0.04\mu\text{SV}/\text{h}$ を加えて、 $0.23\mu\text{SV}/\text{h}$

第2. 除染の対象施設・区域及び実施主体

(1) 除染の対象施設・区域

町が実施する除染作業は、町内全域を除染の対象とするが、住民の安心安全の緊急度及び放射線量測定結果等を総合的に勘案して優先度を定め、重点的かつ計画的に除染を行う。

具体的には、域内の土地用途別では、子どもが利用する文教施設をはじめとして、多くの町民が利用する公共施設を優先して除染を進める。また、住民の生活環境に密接に関係する住宅・庭、生活道路等の生活圏においても、線量の高い箇所を中心に集中的に除染する。

さらに、域内全体の放射線量を低減させる観点から、域内区域毎の空間放射線量の程度・状況を、除染計画スケジュールに適切に反映させる。但し、線量が比較的低い地域においても、子どもの生活圏や公共性が高い施設の有無、人口密度、局地的に線量の高い地区等各地域の実情に応じて、優先的に除染するものとする。

<域内の土地用途別の優先度>

優先度	土地用途	摘要
①	子どもが利用する施設	i) 保育所、ii) 幼稚園、iii) 小学校、iv) 児童館、v) 中学校
②	①を除く公共利用施設	i) 多数の町民が利用する施設（公民館、保健センター、公園、集会施設等） ii) その他（児童生徒が多く利用する通学路等）
③	民営施設	家屋、店舗、事務所、病院、工場等
④	農地、森林	水田・畑等の土壌、住居等近隣の森林

なお、河川の除染については、国の除染方針が示された時点で本計画に追記。

<域内の空間放射線量別の優先度>

地域	線量 (μ sv/時)	優先度	摘要
北迫川流域			
上北迫地区	0.26~2.59	◎	町境の線量が高い
下北迫地区	0.19~1.62	○	一部線量が高い地点あり
広洋台地区	0.30~1.13	◎	人口密度高
浅見川流域			
上浅見川地区	0.25~1.35	○	

下浅見川地区	0.17~1.38	○	津波被災地
中央台地区		◎	除染モデル事業で実施
折木川流域			
折木地区	0.20~1.58	◎	一部線量が高い地点あり
夕筋地区	0.31~0.99	○	

(2) 除染の実施主体

除染は町が主体となり、作業スケジュールを立て効率的に除染が進むよう全力で取り組むこととする。

公共施設・道路等は町・県・国が除染を行うこととする。

住宅・宅地・民間所有地・店舗・事業所・工場・賃貸住宅等（屋内は除く。）は町が除染を行うこととする。

農地・森林・河川等については町・県・国が除染を行うこととする。

住宅・店舗・事業所・工場・賃貸住宅等の屋内については、町民、事業者、ボランティア等の協力を得ながら、所有者・使用者・施設管理者が除染を行い、町は適切な支援を行う。

除染対象	実施者
学校・保育所・公園等公共利用施設	町・県・国
通学路・生活道路（側溝含む）	町・県・国
住宅（屋内を除く）・宅地・民間所有地	町
店舗・事業所・工場・賃貸住宅等（屋内を除く。）	町
農地・森林・河川等	町・県・国
住宅・店舗・事業所・工場・賃貸住宅等の屋内	所有者・使用者・施設管理者

第3. 除染の実施方法

実施主体は除染作業を進めるに当たり、土地利用の区分等に応じて以下の方法により除染を行うものとする。但し、除染が必要な場所や対象は多種多様であるため、除染手法も画一的に定めるのではなく、発生する廃棄物量も勘案しながら場所と対象に合った最適な除染方法を柔軟に採用するものとし、今後政府等の研究により効果的な方法が判明した場合には、より最適な除染方法を適宜選択するものとする。

(1) 子どもが利用する施設及び多数の町民が利用する公共施設

- ① 子どもが利用する施設（保育所、幼稚園、小学校、児童館、中学校）及び不特定多数の町民が利用する公共施設（公民館、保健センター、公園、集会施設等）については、専門業者に除染作業を依頼する。児童生徒が多く利用する通学路についても専門業者に依頼する。
- ② 具体的には、子どもが利用する学校施設においては校舎外壁洗浄、校舎内清掃、校庭・園庭等敷地全域の表土除染、地域外土等での客土、樹木のせん定等を行い、その他通学路等関連施設においても除草、土砂等の除去、路面洗浄、側溝の清掃、街路樹のせん定等を行う。

(2) 民営施設

- ① 家屋、店舗、事務所、病院、工場等の民営施設（屋内は除く。）については、専門業者に除染作業を依頼する。
- ② 具体的に、家屋については、屋根・壁の水による高圧洗浄、雨樋の清掃等を行う。側溝においても雨水の集中により泥の線量が高くなる傾向があることから、側溝内の泥の除去後、水による高圧洗浄を行う。草木については、軒下などの除草、庭木のせん定などを行う。庭については、庭土の表土除染を行う。
- ③ 店舗、工場等の民営施設についても、屋根・壁の水による高圧洗浄、樹木のせん定、軒下などの除草、雨樋の清掃等を行う。側溝においても雨水の集中により泥の線量が高くなる傾向があることから、側溝内の泥の除去後、水による高圧洗浄を行う。敷地については、舗装された敷地は継ぎ目等のブラッシングや水による高圧洗浄、舗装されていない敷地は表土除染を行う。

(3) 農地・森林

- ① 農地の除染については、政府が公表した「農地の除染の適当な方法等の公表について（平成23年9月30日）」に基づき、行うものとする。具体的には、耕作されていない農地は、土壌中の放射線セシウム濃度、現況地目、土壌の条件を考慮した上で、除草、表土削り取り、水による土壌攪拌・除去、反転耕等による除染を行う。既に耕作されている農地については、放射性セシウムは耕起により作土層全体に攪拌されているため、反転耕又は深耕等を行う。また、果樹園等永年性作物が栽培されている農地については、除草、表土削り取り、粗皮削り、樹皮の洗浄等を行う。農地周辺の水路汚泥の除去、畦畔・農道の除草についても併せて行う。
- ② 森林の除染については、政府が公表した「森林の除染の適当な方法等の公表について（平成23年9月30日）」に基づき、行うものとする。具体的には、住居等近隣の森林の除染を優先することとし、林縁から20m程度の範囲を目安に落葉等の堆積有機物の除去を行う。また、スギやヒノキ等の常緑針葉樹林については、落葉等

の除去で十分な除染効果が得られない場合には、林縁部周辺について立木の枝葉等の除去を行う。

第4. 除染の実施スケジュール

保育所、幼稚園、小学校・中学校の平成24年度第2学期の再開に向け、子どもが利用する文教厚生施設、多くの町民が利用する公共施設、通学路等については、平成24年8月までに除染を行う。

上記以外の住宅・宅地・民間所有地・店舗・事業所・工場・賃貸住宅等については、住民の平成24年中の帰還完了に向け、平成24年12月までに除染を行う。

農地・森林・河川等については、関係機関との調整等を踏まえて行うこととする。

但し、これらのスケジュールは作業の進捗状況及び新たな除染手法等を考慮し、柔軟に見直すものとする。

第5. 除染に伴い発生した廃棄物の管理等

(1) 仮置き場における管理等

除染によって生じた放射性物質を含む廃棄物等については、町で指定した仮置き場に搬入する。

仮置き場は、周辺環境への影響をできる限り少なくするよう仮囲い等を行い、専門業者により適切な維持管理方法の下で管理するものとする。仮置き場では、継続的にモニタリングを実施するとともに、記録の保存等を行うものとする。

中間貯蔵施設が決定したら、適切な管理の下、仮置き場から中間貯蔵施設へ移送する。

なお、平成23年度に国が実施する「警戒区域、計画的避難区域等における除染モデル事業」による除染により生じた放射性物質を含む廃棄物等についても、上記の管理、移送等を行うものとする。

(2) 廃棄物の減容化等

除染等により生じた廃棄物等の減容化を図るため、熱分解等の方法による減容化に必要な設備を設置して、減容化を実施する。減容化した後の廃棄物についても、除染によって生じた放射性物質を含む廃棄物と同様に適切に管理するものとする。

第6. その他

(1) 除染効果等に係る情報提供・モニタリング

町は、公共施設等の除染を実施した後に、除染前と除染後の数値を速やかに公表す

る。また、町が支援を行った除染活動の結果についても公表する。さらに、住民の安心を確保するため、除染後においても一定期間継続的なモニタリングを実施する。

なお、町が本計画策定に当たり行ったモニタリングについても、その結果を速やかに公表する。

(2) 除染作業等の管理

専門業者に除染作業を依頼して実施する場合、専門業者の除染作業の進捗、除染結果のモニタリング・評価等の管理業務を円滑に行うため、町はこれらの管理業務を必要に応じて第三者に依頼して行うものとする。

(3) 計画の変更

本計画は、政府等の研究により効果的な方法が判明するなどによる除染方法の変更、除染の進捗状況・効果等を踏まえ、柔軟に見直しを行うこととする。

(4) 国・県への要望

放射性物質による汚染の除去については国が責任を持って取り組むべきことを前提に、町は町内の除染に万全を期するに当たり、技術面・財政面等における国の全面的な支援を要請するとともに、除染により発生した土壌等の取扱いについて、当面は町が指定した仮置き場に置くものの、最終処分場の早急な設置と運搬について国・県に強く要請する。